

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について（特定個人情報保護評価の報告）
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

## 事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等
担当課	医療保険年金課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応した国保標準システムに移行し、住民の利便性の向上及び地方公共団体運営の効率化に寄与することを目的とする。また、クラウド移行後の次期国保情報集約システムの利用を継続することで、国民健康保険事務の安定運用の継続を図る。
対象者	新宿区国民健康保険の被保険者（元被保険者を含む）及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、国民健康保険事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システムの利用を義務付ける「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに国民健康保険の業務システムを標準化へ対応することが求められている。標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、令和5年度第6回新宿区個人情報保護管理運営会議において、電算処理等について審議し、承認された。</p> <p>また、「被保険者の資格管理」、「高額療養費多数回管理」の一部の国民健康保険事務を都道府県単位で行う等の目的で使用している国保情報集約システムが令和6年度末で保守期限を迎え、この機器更改にあわせて次期国保情報集約システムがクラウド化されることが決定された。クラウド移行後の次期国保情報集約システムの利用を継続する必要があることから、第5回新宿区個人情報保護管理運営会議において、外部結合等について審議し、承認された。</p> <p>これらのシステムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントにより住民へ意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。</p> <p>※特定個人情報保護評価書については、資料4 4-1及び資料4 4-2のとおり</p>

**件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について (特定個人情報保護評価の報告)**

保有課 (担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	資格、賦課、給付等の国民健康保険に関する事務
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員</li> <li>2 記録項目 資料44-3のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ 国保標準システム (ガバメントクラウド上に構築)</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づいた国保標準システムの運用を実現し、安定した国民健康保険事務の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現在、資格、賦課、給付等の国民健康保険に関する事務で運用している国保標準システムを、「標準化法」に基づきガバメントクラウドへ移設する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	令和5年度第6回新宿区個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	<p>令和6年4月～令和6年12月まで (予定) 移行期間 令和7年1月から (予定) 本稼働</p> <p>※特定個人情報保護評価 (全項目評価) のスケジュールは以下のとおり          令和5年10月5日 パブリック・コメント開始          令和5年11月6日 パブリック・コメント終了          令和5年11月頃 第三者点検 (専門性を有する外部の第三者による点検)          令和6年1月頃 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表</p>

**件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について(特定個人情報保護評価の報告)**

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険法第5条の規定に基づく情報連携
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員</p> <p>2 情報項目 資料4 4-4のとおり</p>
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)
結合する理由	<p>平成30年度からの国民健康保険法の改正により、都道府県単位の「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を行うこととされたため、国が開発し、連合会が運用する国保情報集約システムとの外部結合を開始した。</p> <p>現行の国保情報集約システムの保守が令和6年3月末で終了し、次期システムは政府のクラウド・バイ・デフォルト方針に基づきクラウド化される。</p> <p>なお、結合先のクラウドについては、政府が求めるセキュリティ要件を満たした「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」において評価・登録されたクラウドサービスを利用する。</p> <p>クラウド移行後も、国民健康保険事務の安定運用を継続させるため、当該システムとの外部結合を行う。</p>
結合の形態	国保総合端末とクラウド上に構築される次期国保情報集約システムとの専用LAN回線による結合
結合の開始時期と期間	<p>令和6年2月 国保総合端末と次期国保情報集約システムとの連携テスト開始</p> <p>令和6年4月 国保総合端末と次期国保情報集約システムとの連携(結合)開始</p> <p>(令和7年度以降も、同様の外部結合を行う。)</p> <p>※特定個人情報保護評価(全項目評価)のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>令和5年10月5日 パブリック・コメント開始</p> <p>令和5年11月6日 パブリック・コメント終了</p> <p>令和5年11月頃 第三者点検(専門性を有する外部の第三者による点検)</p> <p>令和6年1月頃 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出・区ホームページ等で公表</p>
情報保護対策	令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。